

福島県スキー連盟公認

認定スキー・スノーボード指導員規程・検定規程

(令和元年5月25日理事会承認、令和元年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 福島県スキー連盟教育本部規程に基づき、認定スキー指導員及び認定スノーボード指導員（以下、認定指導員という）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定指導員は、（公財）全日本スキー連盟公認スキー学校等設置基準及び実施要領2.(8)に基づき、県内のスキー学校の教師として指導活動に当たることができる。指導の対象は、初歩レベルのスキーヤー、スノーボーダーとし、導入技術、基本技術の指導を行う。又地域・クラブ等の行事にボランティア指導者として積極的に参加するものとする。

(認定指導員講習検定会の実施)

第3条 認定指導員講習検定会（以下「検定会」という。）は、本連盟学校部の主管において各公認スキー学校が講習検定方式により実施する。

(義務)

第4条 認定指導員はその任務を完遂する為、公認スキー学校が主催する認定指導員研修会または本連盟スキー学校部が主催する教師研修会に原則として2年に1回（隔年）参加し、修了しなければならない。研修会責任者は、研修会終了後10日以内に研修修了者名簿を本連盟に提出しなければならない。

(検定会)

第5条 検定会の実施要項は、検定会を開催するスキー学校がそれぞれ公示する。

(検定員)

第6条 認定指導員検定会は、資格を有する検定員の3名が担当する。合否は校長の責任において最終判定し、本連盟が公認する。

(実施回数)

第7条 検定会は、同一年度内において必要な時期に複数回実施できるものとする。

2 受検者は、同一年度内に複数回受検できるものとする。

(実施要領及び検定基準)

第8条 認定指導員検定会の実施要領及び検定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 養成講習は、8時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

① 実技内容、6時間以上

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）

② 理論内容、2時間

指導員理論、スキー・スノーボード指導の安全管理、指導方法論

(3) 講習検定の評価

- ① 実技の評価は、「できる」、「できない」で合否を判定する
- ② 理論の評価は、講習内検定を評価し、60%以上をもって合格とする。

(4) 認定基準

実技及び理論ともに合格した者を認定スキー・スノーボード指導員に認定する。

(受検資格)

第9条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 受検する年の4月1日現在、18歳以上の者
- (2) 原則として、受検日までに級別テスト2級を取得し、(公財)全日本スキー連盟登録スキークラブまたは福島県スキー連盟公認認定指導員協会に加入している者。なお、福島県スキー連盟公認認定指導員協会の本部は本連盟事務局に置き、スキー学校部長が協会長を務めることとする。

(受検手続)

第10条 受検する者は、別に定める受検願書を検定料と共に受検する学校へ提出しなければならない。

(合格者の手続き)

第11条 合格者は、公認料・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料等を認定時に納入し、受検したスキー学校から公認証の交付を受けるものとする。

(結果の報告)

第12条 実施スキー学校長は、検定会実施後10日以内に、検定実施内容を別に定める検定願書兼認定申請書を本連盟会長へ報告するとともに公認料と登録料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

補足

※ その他、認定スキー・スノーボード指導員の義務、資格の停止、解除、喪失、年次登録料等の納期などの規程は(公財)全日本スキー連盟公認指導者規程に準ずる。

*令和4年 5月28日 理事会 改正(資格年次登録料変更)

*令和4年 12月27日 理事会 改正(研修会開催権修正)

認定スキー・スノーボード指導員検定・登録諸費用

受検諸費用

受検料：各スキー学校で定める。

受検時に福島県スキー連盟公認認定指導員協会に新規入会するものは年会費 ¥1,000

合格者手続き諸費用

合格時公認料 ¥500

合格年の SAF 会員年次登録料 ¥3,000

(既に当該年度の SAJ・SAF 会員は年次登録料不要)

合格年の認定指導員資格年次登録料 ¥2,000

合計 ¥5,500 (2,500円)

合格次年度以降の資格維持に必要な年次登録費用

認定指導員の年次登録費用 (円)

	SAF 公認認定指導員協会 加入者の場合	SAJ 登録クラブ加入者で SAJ 会員でない場合	SAJ 登録クラブ加入者で SAJ 会員の場合
クラブ年会費	1,000	(クラブ事 (~5,000))	(クラブ事 (~5,000))
SAF 会員年次登録料	3,000	3,000	6,000 の SAJ 年次登録 費用に含まれる
認定指導員資格年次登録料	2,000	2,000	2,000
県連納付合計金額	6,000	5,000	2,000
(総費用額)	(6,000)	(~10,000)	(~13,000)
* 指導員会年会費	(1,000)	(1,000)	(1,000)

黄色部分が県連に直接納付する部分となる。

* は任意。

- ・資格年次登録料変更 (令和4年5月28日理事会)